

**工事及び工事関連業務における工事費内訳書（積算内訳書）の提出
について <調査基準価格設定案件を除く>**

本市では、これまで、調査基準価格設定案件を除く工事及び工事関連業務（以下「工事等」という。）の入札案件については、落札者に対してのみ、工事費内訳書（積算内訳書）の提出を求めていましたが、電子入札の全件実施に伴い、平成24年4月1日以降に公告する案件から、全ての入札参加者に対し、入札時に工事費内訳書（積算内訳書）の提出を求めることとします。

今後、適正な工事費内訳書（積算内訳書）を提出しない場合は、契約を締結しないことがありますので、十分留意してください。

記

1 工事費内訳書（積算内訳書）の提出時期

入札時に提出を求めます。

入札時に、電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイルで提出してください。
詳細については、電子入札共通事項を参照してください。

2 工事費内訳書（積算内訳書）の作成方法

(1) 工事費内訳書（積算内訳書）の表紙

件名、入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職名・氏名を記載してください。

(2) 工事費内訳書（積算内訳書）の様式

工事費内訳書（積算内訳書）の様式は、当該工事等に係る設計書（金抜き）の様式に準じて各項目に対応する単位、数量及び金額を記載したものを作成してください。なお、同じ内容であれば、独自様式でも構いません。

土木工事

工事費内訳書は設計書（金抜き）の様式に準じて、代価表部分を除いた小明細までの単価、数量、金額を記載したものとします。

建築・設備工事（工事担当課が主に建築部の案件）

工事費内訳書に記載する内訳項目は、工事発注時期に工事担当課が別途指定します。

原則として、指定する各工事項目に対応する金額を記載したもので、単位、数量は全て「一式」とします。

工事関連業務（業務担当課が建築部以外の案件）

積算内訳書は設計書（金抜き）の様式に準じて、代価表部分を除いた小明細までの単価、数量、金額を記載したものとします。

工事関連業務（業務担当課が建築部の案件）

積算内訳書に記載する内訳項目は、業務担当課が委託仕様書内で別途指定します。原則として、委託業務費、諸経費の区分ごとに記載したもので、項目及び金額のみ記載したものとします。

単価契約

原則として、設計書（金抜き）の様式に準じて、各工種の単価等がわかる一覧表を提出してください。下記の表は、発注部局ごとの提出書類の一例です。

発注部局	提出する工事費内訳書（積算内訳書）のレベル
市長部局 土木系	設計書（金抜き）のうち「本工事費内訳表」
市長部局 建築系（地質）	設計書（金抜き）のうち「単価内訳書」
上下水道局 上水道部	設計書（金抜き）のうち「単価一覧表」
上下水道局 下水道部	設計書（金抜き）のうち「大内訳」部分 （小内訳「第 号内訳書」以下は提出不要）

入札書には工種別の単価の合計金額（消費税除く）を記入してください。

なお、工種別の契約単価は、次の式により算出します。

$$\text{工種別契約単価} = \text{工種別設計単価} \times \frac{\text{入札金額}}{\text{設計金額}}$$

3 工事費内訳書（積算内訳書）の提出に当たっての注意事項

- (1) 工事費内訳書（積算内訳書）の提出がない場合や内容に不備がある場合は入札を無効とし、契約を締結しないことがあります。なお、提出する工事費内訳書（積算内訳書）は、専門業者から見積りを徴収するものを除き、自らの責任で積算したものであること。
- (2) 入札金額と工事費内訳書（積算内訳書）の合計金額（税別）は、一致させてください。
- (3) 工事費内訳書（積算内訳書）は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務が生じるものではありません。